

# 「農福連携版グローバルGAP認証取得・販売促進支援事業」業務仕様書

## 1 目的

三重県では、東京オリ・パラの食材採用を目指すとともに、その後においても国内取引や海外輸出の拡大が有利に進められるよう、国際水準GAP認証の取得の拡大に向けて、GAP取得を推進・支援する指導員の育成や「地域GAP推進チーム」による農業経営体や産地へのきめ細かな指導・支援等を進めており、昨年度から新たに9事業者、県立農業高校1校、農業大学校が認証を取得した。

また、農福連携の推進・支援を全国でも先進的に取り組んでおり、農福連携に取り組む障がい者就労施設は、13件（平成24年度末）から45件（平成29年度末）と年々増加してきているが、現在GAP認証を取得する就労施設は無い状況である。

一方、障がい者就労施設へのGAP推進においては、障がい者が理解できる農場ルールの設定や職場環境、障がい者が働きやすい労務管理やリスク管理など通常より詳細なマニュアルが必要となり、農業経営体に比べ実践のハードルが高くなるとともに、指導する側においても、各管理点における適合基準の適否判断や是正を要する管理点の改善支援など、幅広い知識や高度なノウハウが必要となるなど課題がある。

そこで、こうしたノウハウを有する専門家（コンサルタント）を、グローバルGAP認証の取得を目指す障がい者就労施設に派遣し、専門家が当施設をフィールドに認証取得に向けたコンサルティング支援を行い、県内のGAP指導員等が、指導・支援の行程や手法などのノウハウを学ぶ機会とする。

また、GAP指導員が認証取得指導のノウハウに加え、首都圏ホテルやレストランなど飲食店での県産GAP農産物（三重なばな等）のプロモーションや三重県フェアのプロデュースなど実際の活動を学び、GAP認証を販売促進や商品開発など経営改善に繋げるノウハウを身に付け、障がい者就労施設等への更なる国際水準GAPの推進・波及に繋げる。

## 2 業務内容

### （1）事業推進会議の設置・開催

- ・事業内容の検討、事業進捗の共有、関係機関での情報交換等を行うため、推進会議を定期的開催（県内で2回以上）すること。

※委託料には、推進会議の開催費用（人件費、会場費、構成員の報償費・交通費、準備費等）に係る一切の業務（費用）を含む。

### （2）グローバルGAP認証取得に向けたコンサルティング支援

- ・コンサルティング支援の方法は、県が提示する障がい者就労施設を対象とした集合研修方式で実施すること。
- ・実施するコンサルティング支援は、GAP指導員の研修の場に位置づけることとし、県内のGAP指導員がグローバルGAP認証取得に向けた指導・助言のノウハウを合わせて学べる内容とすること。
- ・コンサルティング支援にあたっては、オリエンテーション等によりGAP認証取得の重要性や必要性を十分説明し理解を促すこと。
- ・コンサルティング支援は、一定の間隔を開けて、①オリエンテーション及びグロ

ーバルGAP逐条解説研修Ⅰ（2日間以上）、②グローバルGAP逐条解説研修Ⅱ及びリスク評価現地研修（1日間以上）、③グローバルGAP審査に向けた自己評価研修（1日間以上）、④グローバルGAP審査・事後点検研修（1日間以上）により、体系付けた指導・助言を行うこと。

- ・上記の支援を受ける障がい者就労施設の中から、県と協議し1施設以上を選定して、平成31年1月までに、グローバルGAP認証を取得できるよう指導・助言を行うこと。

- ・グローバルGAP認証を取得する対象作物は、「三重なばな」とすること。

- ・GAPに取り組んだ効果や成果を明らかにして、他の障がい者就労施設等への波及に繋がる資料原稿（PRチラシ等）を作成すること。

※委託料には、コンサルタントの実施費用・資料等の取りまとめ費用（人件費、コンサルタントの報償費、旅費、資料印刷費等）に係る一切の業務（費用）を含む。

### （3）GAP認証農産物等の販売促進支援

- ・県内外で配布するPRチラシ等のコンテンツとするため、GAP認証の取得支援を行った農産物（三重なばな）等を使用したレシピを考案すること。

- ・首都圏ホテルやレストランなどの飲食店において、三重なばな等の県産GAP認証農産物等を使用した三重県フェアを開催できるよう、県と連携して当該店舗と調整を図ること。（開催期間：食材の調達可能時期に合わせて別途協議によって決定する。開催回数：1回以上）

- ・県産GAP認証農産物等を使用した調理レシピや三重県フェアのメニューの作成・提供に対して、「みえの食国際大使」から指導・監修を得ること。

※委託料には、調理レシピの考案や三重県フェアの開催調整（人件費、「みえの食国際大使」からの指導・監修に係る報償費、旅費、会場費等）に係る一切の業務（費用）を含む。

### （4）事業実施報告書の作成

- ・事業の実施内容、推進会議での検討、GAP認証取得の支援結果（認証書の写し等）、考案した調理レシピ、三重県フェアの実施結果などを記載した事業実施報告書を作成すること。

- ・事業実施報告書は、正本1部、副本2部のほか電子データ（CD-ROM等）により提出すること。

## 3 契約上限額

金1,999,602円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

### （1）参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## (2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 5 契約条件

- (1) 委託業務名 農福連携版グローバルGAP認証取得・販売促進支援事業業務
- (2) 契約期間 契約の日から平成31年3月25日（月）まで
- (3) 委託業務の履行期間 平成31年3月22日（金）
- (4) 成果品 実施報告書（様式は契約時に指示する）
- (5) 成果品の提出期限 平成31年3月25日（月）

## 6 参加確認申請書の提出

- (1) 本事業の受託しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（第1号様式）を作成・押印のうえ、1部提出すること。
- (2) 提出期限等  
企画提案コンペ参加資格確認申請書は、持参又は郵送で提出すること。（電子メール、FAXによる提出は受け付けないこととする。）  
提出期限は平成30年5月25日（金）15時必着とする。  
郵送の場合は、電話にて提出先に到達を確認すること。
- (3) 提出先  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県農林水産部農産園芸課  
電話 059-224-2543

## 7 企画提案コンペの実施

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料の内容・資料を「農福連携版グローバルGAP認証取得・販売促進支援事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおりとする。

- (1) 企画内容：提案の内容が、効果的かつ効率的な仕組みとなっているか。
- (2) 的確性：提案の内容が仕様書に合致し、推進会議での検討、グローバルGAP認証取得に向けたコンサルティング支援、GAP認証農産物等の販売促進支援の内容が具体的に記述されているか。
- (3) 専門性：グローバルGAPに関する知識、レシピ開発や三重県フェアの運営ノウハウ等について、豊富な知識を有しているか。
- (4) 経済性：十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。

(5) 業務推進体制：県等の関係機関、首都圏ホテルやレストランなどの飲食店等と綿密に調整できる体制となっているか。また、資料や記録、報告書の作成等が十分に行える体制となっているか。

- ・企画提案書の提出期限は、平成30年6月1日(金) 15時まで必着（提出先：三重県農林水産部農産園芸課）とする。メール不可。
- ・提出された企画提案書等により、選定委員会にて最優秀提案者を決定し、その者と委託契約を締結する。
- ・随意契約は、見積書の提出により行う。

## 8 企画提案関係資料の提出

(1) 提出を求める企画提案関連資料

- 1) 企画提案申請書（第3号様式） 1部提出
- 2) 企画提案書（様式自由） 8部（正本1部、副本7部）提出
- 3) 費用内訳書（「消費税込み」か「外税」かを表記のこと） 8部（正本1部、副本7部）提出
- 4) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し 1部提出

(2) その他

- ・企画提案に要する費用は、提案者負担とする。
- ・企画提案資料を郵送にて送付する場合は、必ず提出期限までに電話に担当課あて受理を確認すること。

## 9 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、次のとおり必ず文書を提出すること。

(1) 提出方法

F A X (059-223-1120)

またはEメール (noukan@pref.mie.jp) で受け付ける。

※電話での質問には、回答できないので注意すること。

(2) 提出期限

平成30年5月24日(木) 15時必着

(3) 回答

平成30年5月25日(金)までにEメール、F A Xのいずれかにて回答する。  
また、受け付けたすべての質問及び回答については、県ホームページに掲載する。

## 10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三

重慶の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料）の写し

- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (4) 見積書（別途指示する）
- (5) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」（第4号様式）

## 1.1 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部農産園芸課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）
- (4) 契約は、三重県農林水産部農産園芸課において行う。

## 1.2 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 1.3 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

## 1.4 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 1.5 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下、「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、「三重県

物件関係落札資格停止要綱」(以下、「落札停止要綱」という。)に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

#### 16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

#### 17 その他

- ・契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- ・委託契約の支払いについては、原則委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- ・委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。

#### 18 連絡先(担当部局)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農産園芸課

電話 059-224-2543 FAX 059-223-1120 E-mail [noukan@pref.mie.jp](mailto:noukan@pref.mie.jp)

担当：中西、磯崎